

研修後に手続きを希望される方へ

No. 1

手続きに必要な書類は、東京都動物愛護相談センターホームページ (https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/douso/dt_gyou/youshikitou) からダウンロードし、必要事項を全て記入の上、研修当日受付で提出してください。

新規登録申請に必要な書類等

様式 No. (ホ-ハ [°] -ジ)	書類等	備考
1-1	第一種動物取扱業登録申請書 (様式第1)	種別毎に申請書が必要です
1-2	第一種動物取扱業の実施の方法 (様式第1別記)	販売業、貸出し業の場合のみ
1-3	動愛法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類 (参考様式第1)	
1-4	飼養施設の平面図	飼養施設を設ける場合のみ
	ケージなどの規模を示す平面図・立面図	飼養施設を設けて犬または猫を取り扱う場合のみ
1-4	事業所・飼養施設の付近の見取図 (地図)	
1-6-1 又は 1-6-2	権原を証明する書類 ・ 場所使用権原自認書 (別紙様式1※署名した原本) ・ 場所使用承諾証明書 (別紙様式2※署名捺印した原本) または権原を有していると認められた賃貸借契約書 (※原本及び写し)	申請者が建物等を所有の場合: 別紙様式1 賃貸等の場合: 別紙様式2 どちらかを必ずご用意ください。
1-7	犬猫等健康安全計画 (様式第1別記2)	販売業のうち、飼養施設を設けて犬または猫の販売を行う場合 (犬猫等販売業) のみ
	登記事項全部証明書	法人で申請する場合 備考欄に法人番号を記載する場合は登記事項証明書を省略可能です
	役員の氏名・住所一覧	
	「レターパックプラス」 (フチが赤いもの) 600円 ※ 宛先には受取り可能な住所を記入してください。 ※ 「レターパックライト」 (フチが青いもの) では郵送できません。	登録証の郵送を希望する場合のみ
	手数料 (1種別 15,000円、追加1種別につき 10,000円)	※次項参照

新規登録申請をご希望される方は書類内容の事前確認を受けてください。FAXもしくはメールにて書類の写しをお送りいただけましたら、修正箇所等を電話にてお伝えいたします。

東京都動物愛護相談センター多摩支所

TEL: 042-581-7435

FAX: 042-584-8012

E-mail: S1150607@section.metro.tokyo.jp

動物取扱責任者の変更/追加に必要な書類については次ページ (No.2) をご覧ください。

研修後に手続きを希望される方へ

No. 2

動物取扱責任者の変更/追加に必要な書類

様式 No. (ホムレージ)	書類等	備考
2-5	第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）	変更内容を反映させた登録証の交付には再交付手続きが必要です (再交付手続きは義務ではありません)
1-3	動愛法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）	

※登録証の再交付を希望する場合は、以下もご用意ください。

2-1	第一種動物取扱業登録証再交付申請書（様式第3）	
	手数料（1種別につき2,800円）	※下記参照
	「レターパックプラス」（フチが赤いもの）600円 ※ 宛先には受取り可能な住所を記入してください。 ※ 「レターパックライト」（フチが青いもの）では郵送できません。	登録証の郵送を希望する場合のみ
	交付済みの第一種動物取扱業登録証	交付済みの登録証は返納してください

※ 手数料の支払いについて

- ・現金の他、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード）が利用できます。
- ・機械トラブルや電波状況等によりキャッシュレス決済ができない場合がありますので、必ず現金もご用意ください。

東京都動物愛護相談センター多摩支所

TEL：042-581-7435

FAX：042-584-8012

E-mail: S1150607@section.metro.tokyo.jp

東京都動物愛護相談センターホームページ

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/douso/>